

令和8年度暫定予算執行に関する手続等について

〔 令和8年4月3日
閣 議 決 定 〕

(予算の移替え)

1. 各省各庁の長は、令和8年度一般会計暫定予算予算総則第8条及び令和8年度特別会計暫定予算予算総則第12条の規定による予算の移替えを必要とするときは、当該予算の移替要求書を財務大臣に送付し、その承認を経るものとする。

財務大臣は、前項の予算の移替えを承認したときは、その旨を当該各省各庁の長及び会計検査院に通知する。

(予算の流用)

2. 各省各庁の長は、財務大臣の指定する人件費に係る各目の相互間及び成果重視事業に係る各目の相互間における流用並びに旅費の類に属する各目の相互間及び庁費の類に属する各目の相互間における流用（財務大臣の指定する経費及び科目を設置した経費を除く。）については、財政法第33条第2項の規定による財務大臣の承認を経たものとして相互に流用することができる。

前項により予算を流用した場合には、各省各庁の長は、流用したものの科目及び金額を財務大臣及び会計検査院に通知するものとする。

(目の細分)

3. 各省各庁の長は、財務大臣の指定する公共事業費等の使用に当たっては、財務大臣に協議して目を更に細分するものとする。

(補助金等の交付の手続等)

4. 補助金等の交付の手続等については、財務大臣が、補助金等適正化中央連絡会議の意見を聴いて、決定するところによるものとする。

「令和8年度暫定予算執行に関する手続等について」
 (令和8年4月3日閣議決定)第2号及び第3号に
 規定する財務大臣の指定する経費について

「令和8年度暫定予算執行に関する手続等について」(令和8年4月3日閣議決定)第2号(予算の流用)に規定する財務大臣の指定する人件費及び成果重視事業に係る目並びに財務大臣の指定する経費並びに第3号(目の細分)に規定する財務大臣の指定する公共事業費等を別表のように定める。

別 表

1. 予算の流用についての人件費の指定目

各省各庁の一般会計、特別会計に共通のもの

職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当、待命職員給与、常勤職員給与、休職者給与、国際機関等派遣職員給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当、国家公務員共済組合負担金、基礎年金等国家公務員共済組合負担金、育児休業手当金等国家公務員共済組合負担金

2. 予算の流用についての成果重視事業の指定目

一 般 会 計

経済産業省所管

成果重視事業電子経済産業省構築事業庁費、成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費

3. 予算の流用についての旅費及び庁費の類の指定経費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
(1) 各省各庁の 一般会計、特 別会計に共通 のもの	施設施工旅費	施設施工庁費
	受託業務のための調査、試験、研究等の旅費	受託業務のための調査、試験、研究等の庁費
	赴任、帰国等の旅費	車両購入費
	委員、講師等の旅費	車 両 費
	入校生、研修生、修習生、留学生、研究員等の旅費	啓 発 広 報 費
	外国人の招へい、留学等の旅費	広 報 費
	証人、参考人等の旅費	通 信 専 用 料
	被収容者、患者、遺族等の旅費	印紙類製造費
		医薬品等買上費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
		手 数 料 土地、建物、電子計算機等の借料 招 へ い 費 建物、工作物等の補修費及び修繕費 航空機及び船舶運航費 捜査費及び活動費 食 糧 費 用地処理事務費 工 事 雑 費 自 動 車 重 量 税
(2) 一般会計の 各所管に特有 なもの		
国 会	議 員 旅 費 議員調査研究広報滞在費	議員特殊乗車券等購入費 国会活動啓発費 議案類印刷費
裁 判 所	執 行 官 旅 費	刑事裁判等特別送達料
内 閣 府	児童保護指導等旅費 入所児童見学等旅費	褒賞品製造費 警 察 装 備 費 警察通信機器整備費 児童自立支援庁費
法 務 省	護 送 旅 費	矯正管理業務庁費
外 務 省		啓 発 宣 伝 費 政府開発援助啓発宣伝費 在外公館交流諸費 政府開発援助在外公館交流諸費
文 部 科 学 省		教 科 書 購 入 費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
厚生労働省	遺骨収集等旅費 戦没者遺骨収集事業等旅費	デジタル教科書購入費 原爆被爆者医療費 医療介護連携等業務庁費 引揚者援護費 入所施設器材整備費
農林水産省	乗船監督旅費 捕鯨国際監視員派遣旅費	
国土交通省		測 量 庁 費 先端技術活用測量庁費 (組織)観光庁(項)国際観光旅客税財源 観光振興費の庁費の類
防 衛 省	帰住招集等旅費 人的基盤強化推進旅費 予備隊員招集等旅費	(組織)防衛本省の庁費の類 (組織)防衛装備庁(項)防衛力基盤強化 推進費の庁費の類
(3) 特別会計 (所管)に特有 なもの 特 許		特許公報類発行費
東日本大震災 復興 (復興 庁)		医療保険制度関係業務庁費

4. 目の細分についての公共事業費等の指定経費

一 般 会 計

内閣府所管

沖縄開発事業費

農林水産省所管

海岸事業費、農業農村整備事業費、農業施設災害復旧事業費、治山事業費、山林施設災害復旧事業費、漁港施設災害復旧事業費

国土交通省所管

道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、地域連携道路事業費、道路交通円滑化事業費、離島振興事業費、北海道開発事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、船舶交通安全基盤整備事業費、船舶交通安全基盤災害復旧事業費

環境省所管

自然公園等事業費

特 別 会 計

農林水産省所管

食料安定供給特別会計

国営土地改良事業勘定

土地改良事業費

国土交通省所管

自動車安全特別会計

空港整備勘定

空港整備事業費

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管

東日本大震災復興特別会計

復興庁所管

原子力災害復興再生支援事業費（交付金に限る。）、東日本大震災復興事業費